

地域計画

策定年月日	令和7年3月21日
更新年月日	()
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	守山市 (252077)
地域名 (地域内農業集落名)	大曲地区 (大曲)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	65.51 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	65.51 ha
② 田の面積	64.22 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.29 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.84 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	3.49 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・用水路及び排水路の老朽化により、整備が必要である。
- ・耕作者の高齢化に伴い、農地の受け手となる人材の確保が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・水稻を中心に3年に1回のブロックローテーションで小麦・大豆を栽培しており、今後も耕作者の協力を得て取り組んでいく。また、集落の農地を集落で守っていくため離農者の農地は認定農業者等の担い手が引き受けていくとともに「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」により集落ぐるみで農業施設の日常管理を行う。
- ・用水路及び排水路の老朽化により、整備が必要であり計画的に改修していく必要があり、順次実施しているところである。
- ・耕作者の高齢化に伴い、農地の受け手となる人材を確保する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・集団転作の範囲の固定化により、認定農業者への集約を図る。 ・高齢化に伴う人材の育成・確保のため、地域の若者(特に農業従事者の子供)等が楽しく農業ができるよう常に取り組む必要がある。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	81	%	将来の目標とする集積率 85 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・認定農業者への集約により、団地面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・現状としてはある程度集約出来ているが今後は、地権者を含め耕作者同士の話し合いにより集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・高齢化により、農業規模を縮小する者や離農者等の耕作地について、地権者の理解により農地中間管理機構を通じた賃借を進めていき、農地の集約化を図り効率化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
・耕作者、地権者の理解を得たうえで畔を撤去し作業効率化を進めていく。 ・30a未満の耕作地の区画整理を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・離農者や、地権者に対し、春、秋の用排水路の清掃活動を通じて、地域の農業は耕作者だけでなく地域全体で守る意識を醸成し、地域全体で取り組み、人材の確保・育成を進める。 ・認定農業者だけでなく兼業農家の育成を通じて、今後の農業の担い手確保につなげるためワークシェアリングを検討する。 ・他集落の認定農業者で大曲地域の耕作を希望される農業者に対し、可能な範囲で耕作地の情報を提供する等により、入作者の受け入れを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
・JA等による、土壌改良剤の散布委託、ヘリ防除の活用・ドローンによる作業委託により、病害や、除草剤散布作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
・環境保全活動は集落ぐるみで取り組める保全管理作業を明示し、集落全体で実施していく。(草刈、用水路の清掃活動等) ・農業施設、用水路排水路の改修工事を計画的に実施し農業施設の維持管理に取り組む。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考	
認農	A018	水稻・小麦・大豆	16.93 ha	ha	水稻・小麦・大豆	17.64 ha	ha	A018		
認農	A054	水稻・小麦・大豆・果樹・野菜	8.90 ha	ha	水稻・小麦・大豆・果樹・野菜	10.68 ha	ha	A054		
認農	A052	水稻	10.34 ha	ha	水稻・小麦・大豆	10.27 ha	ha	A052		
認農	A037	水稻	7.19 ha	ha	水稻・小麦・大豆	7.66 ha	ha	A037		
認農	A055	水稻	4.08 ha	ha	水稻・小麦・大豆	4.08 ha	ha	A055		
認農	A072	水稻	3.35 ha	ha	水稻・小麦・大豆	3.35 ha	ha	A072		
認農	A058	水稻	2.25 ha	ha	水稻・小麦・大豆	2.25 ha	ha	A058		
利用者	B298	水稻	1.63 ha	ha	水稻	1.63 ha	ha	B298		
利用者	B299	水稻	1.62 ha	ha	水稻	1.62 ha	ha	B299		
利用者	B303	水稻	1.17 ha	ha	水稻	1.45 ha	ha	B303		
利用者	B323	野菜等	1.03 ha	ha	野菜等	1.03 ha	ha	B323		
利用者	B336	水稻	0.62 ha	ha	水稻	0.62 ha	ha	B336		
利用者	B291	-	0.00 ha	ha	水稻	0.57 ha	ha	B291		
認農	A027	水稻	0.54 ha	ha	水稻	0.29 ha	ha	A027		
認農	A005	水稻・小麦・大豆	0.10 ha	ha	水稻・小麦・大豆	0.10 ha	ha	A005		
計	15経営体		59.75 ha	0 ha		63.24 ha	0 ha			

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

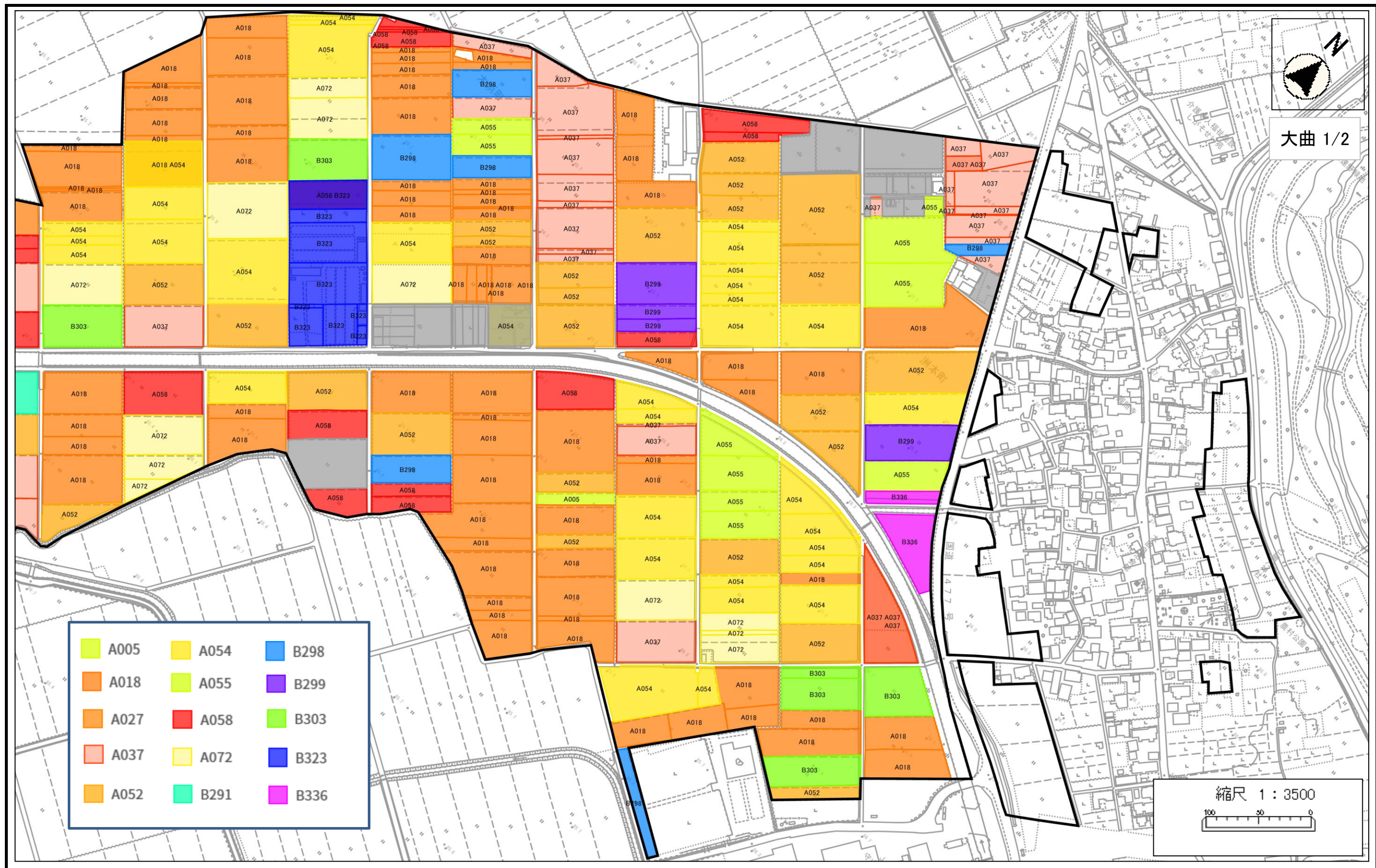
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

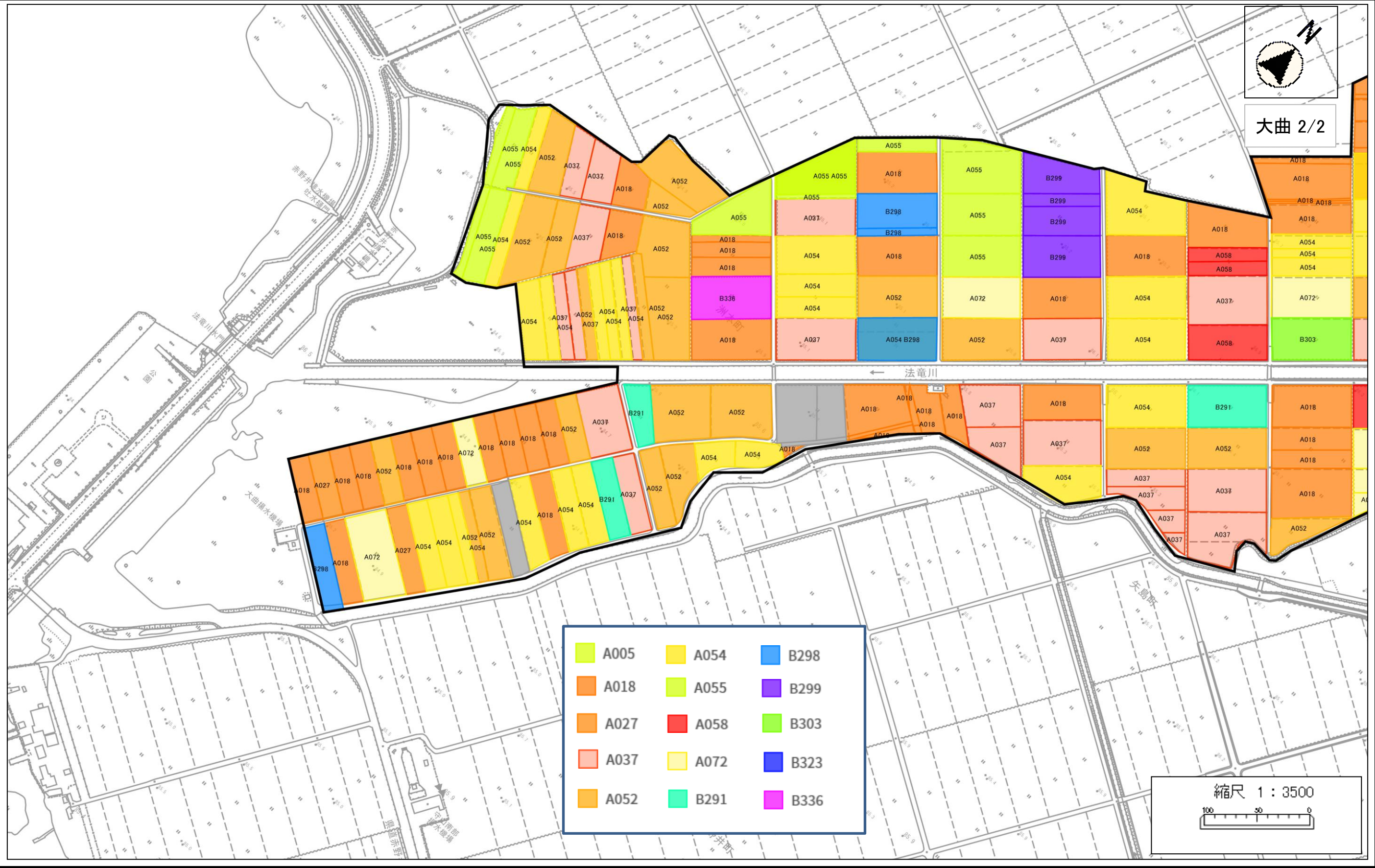
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



注意事項

- ・ 黒い太線は、集落範囲の外周を参考として示しています。
- ・ 耕作者を示す記号の位置は、地図の表記の都合上、農地の位置からずれている場合があります。
- ・ 農業委員会の農地台帳において分筆している農地は、耕作者を示す色が重なって表示される場合があります。



注意事項

- ・黒い太線は、集落範囲の外周を参考として示しています。
- ・耕作者を示す記号の位置は、地図の表記の都合上、農地の位置からずれている場合があります。
- ・農業委員会の農地台帳において分筆している農地は、耕作者を示す色が重なって表示される場合があります。